

第五章 恐慌から戦時下への大和売薬

1 昭和恐慌下の大和売薬

売薬製造 一九二六年つまり昭和元年は、わずか一週間しかなく、まさに波乱に富んだ幕あけであったが、大への影響 正から昭和への移り変りは、売薬業にとっても一時期を画するものがある。一九二六年（大正一五）

三月売薬業界が多年その廃止を訴えていた売薬印紙税廃止が決定し、これによって売薬業関係者の経費負担が軽減し、そのうえ印紙税分の払い戻しがあったからである。しかし、一九二七年（昭和二）の金融恐慌、そして一九二九年（昭和四）の世界恐慌は、いうまでもなく日本経済に深刻な不況をもたらした。一般に、昭和恐慌というのは金融恐慌を含めるのが通説であろうが、売薬業が受けた影響も測り知れないものがある。まずこの時期の大和売薬業の生産状況を、表1に示そう。

売薬印紙税の廃止は、売薬業者にとって大きな励みとなったことは確かであり、新規得意先の拡張にいつそう努める機会を与えたといえよう。生産価額では、前年を下回ったものの、一九二六年末の方数（銘柄数）、生産総個数は大幅に伸びている。対前年の伸びは、方数で八〇〇余、生産総個数で四一八〇万個余に達した。多品種、少量生産とし

表1 大和売薬の生産状況

(その1)

年次	製造場数 (年末現在)	職 (年末現在)			総 数			脳病其ノ他神経病薬		
		総 数	男	女	方 数	個 数	価 額	方 数	個 数	価 額
1922年(大正11)	552	987 ^人	?	?	3,314	58,437,018	8,045,031 ^円	191	1,061,017	231,005 ^円
1923年(// 12)	534	1,082	?	?	3,353	60,630,455	8,483,310	173	946,505	226,535
1924年(// 13)	502	1,031	?	?	3,362	65,273,749	14,592,059	174	1,117,292	312,663
1925年(// 14)	485	1,068	?	?	3,243	61,888,268	16,037,841	165	1,389,901	393,710
1926年(// 15)	526	1,321	851	470	4,054	103,732,486	14,890,774	157	2,273,785	377,234
1927年(昭和2)	509	1,385	856	529	4,027	88,375,330	4,159,341	118	1,383,541	90,356
1928年(// 3)	521	1,583	861	722	4,505	103,306,221	3,879,162	120	1,781,384	88,547
1929年(// 4)	534	1,652	897	755	5,591	126,207,750	4,920,231	167	1,813,325	91,362
1930年(// 5)	564	1,560	874	686	5,704	109,134,999	4,610,174	171	2,099,708	106,097
1931年(// 6)	577	1,524	882	642	6,658	96,196,825	4,010,452	193	1,419,745	78,613
1932年(// 7)	574	1,510	867	437	6,953	95,154,179	3,577,695	219	1,715,514	72,424
1933年(// 8)	565	1,538	890	648	7,087	107,142,657	3,331,044	236	1,972,968	80,138

(その2)

年次	心臓其ノ他血行器病薬			感 冒 薬			肺其ノ他呼吸器病薬			胃腸其ノ他消化器病薬		
	方数	個 数	価 額	方数	個 数	価 額	方数	個 数	価 額	方数	個 数	価 額
1922年(大正11)	165	1,265,157	514,052 ^円	840	22,399,582	2,991,653 ^円	131	1,162,400	228,372 ^円	988	14,340,502	1,871,617 ^円
1923年(" 12)	183	1,525,834	591,279	896	20,069,807	2,709,592	129	4,570,587	347,549	932	15,650,871	2,729,945
1924年(" 13)	153	1,344,943	642,569	894	23,503,824	8,536,357	133	1,395,243	281,143	946	14,281,323	2,295,519
1925年(" 14)	144	1,153,812	637,170	909	23,852,345	9,198,291	114	1,434,442	336,056	882	14,498,316	2,636,050
1926年(" 15)	123	1,819,475	634,109	1,089	36,929,932	5,053,985	100	1,905,934	321,219	1,045	29,352,232	4,097,134
1927年(昭和2)	77	913,506	92,689	1,043	30,411,255	1,285,060	92	1,238,477	77,700	947	18,854,569	848,954
1928年(" 3)	79	937,728	71,378	1,154	35,239,631	1,164,752	127	1,461,153	82,308	1,041	23,638,103	825,080
1929年(" 4)	84	926,412	70,036	1,272	37,127,718	1,201,377	185	2,508,914	134,103	1,243	33,047,048	1,214,388
1930年(" 5)	79	923,650	71,013	1,274	31,741,684	1,087,574	188	3,375,860	136,238	1,232	25,663,038	1,017,822
1931年(" 6)	109	846,848	70,113	1,518	30,421,947	1,065,081	212	1,840,041	129,986	1,349	23,878,608	997,610
1932年(" 7)	99	789,492	60,800	1,649	30,951,288	939,595	238	1,938,977	105,372	1,492	24,799,763	993,256
1933年(" 8)	86	695,051	50,652	1,663	45,379,429	916,530	210	1,038,837	70,845	1,456	22,365,919	789,136

(その3)

年 次	泌尿及生殖器病薬			婦 人 薬 (煎薬)			清 涼 剤			駆 虫 剤		
	方数	個 数	価 額	方数	個 数	価 額	方数	個 数	価 額	方数	個 数	価 額
1922年(大正11)	59	571,337	93,949 ^円	?	?	? ^円	?	?	? ^円	318	5,818,198	588,126 ^円
1923年(// 12)	80	648,970	106,277	?	?	?	?	?	?	339	6,231,917	618,266
1924年(// 13)	48	1,647,913	355,694	?	?	?	?	?	?	355	7,165,210	811,260
1925年(// 14)	51	606,032	107,963	?	?	?	?	?	?	293	7,602,911	926,498
1926年(// 15)	60	765,991	134,771	129	2,697,266	435,839	172	4,828,141	731,674	355	8,496,333	871,992
1927年(昭和 2)	38	196,795	20,216	172	2,384,772	129,358	244	5,548,631	921,503	355	7,938,912	294,953
1928年(// 3)	37	78,880	5,797	200	3,648,921	172,929	291	6,152,511	257,665	407	9,158,014	312,701
1929年(// 4)	53	246,246	19,654	286	5,053,984	236,835	425	7,594,393	396,832	562	12,338,406	420,114
1930年(// 5)	48	110,187	6,006	321	3,750,348	165,245	445	10,135,382	663,412	499	8,823,787	321,857
1931年(// 6)	72	354,638	17,975	386	4,342,160	176,905	629	6,842,520	314,796	534	7,659,649	296,503
1932年(// 7)	73	209,912	13,367	389	3,951,748	191,417	651	5,539,338	256,727	596	7,085,217	273,540
1933年(// 8)	95	202,615	16,282	606	4,068,809	189,988	651	5,760,515	256,239	605	8,192,734	349,759

(その4)

年次	類病剤			感応丸及六神丸類			皮膚病薬(外用)			耳鼻咽喉眼科薬(外用)			其ノ他		
	方数	個数	価額	方数	個数	価額	方数	個数	価額	方数	個数	価額	方数	個数	価額
1922年(大正11)	?	?	?	?	?	?	152	2,995,718	324,363	?	?	?	534	8,525,668	1,135,091
1923年(// 12)	?	?	?	?	?	?	142	3,639,423	340,052	?	?	?	429	6,979,754	739,292
1924年(// 13)	?	?	?	?	?	?	141	3,046,672	326,179	?	?	?	518	11,408,356	985,496
1925年(// 14)	?	?	?	?	?	?	125	2,693,234	160,284	?	?	?	521	8,271,515	1,564,193
1926年(// 15)	58,140	2,035	?	249	5,106,759	963,090	170	2,698,850	406,082	52	996,697	126,029	342	5,852,951	735,581
1927年(昭和2)	—	—	—	371	7,374,277	469,294	236	7,794,050	334,280	47	730,984	38,218	287	3,605,561	186,760
1928年(// 3)	18,000	240	?	471	9,270,010	479,708	237	6,779,449	245,365	56	942,811	37,609	284	4,209,626	108,083
1929年(// 4)	16,000	180	?	609	15,771,356	743,981	306	6,004,310	234,852	67	1,203,888	55,186	331	2,565,752	101,331
1930年(// 5)	25,500	257	?	664	13,190,338	590,220	312	6,000,768	244,977	81	1,409,952	76,242	388	2,904,797	123,214
1931年(// 6)	25,400	249	?	706	7,269,370	451,026	348	7,347,197	307,207	97	1,288,949	59,703	503	2,679,753	80,685
1932年(// 7)	25,400	253	?	719	5,514,119	241,597	367	9,106,050	303,817	88	818,230	44,595	371	2,729,101	80,935
1933年(// 8)	24,500	253	?	676	5,382,820	232,154	412	7,183,732	212,448	94	694,711	38,992	295	4,200,017	127,628

注 『奈良県統計書』各年版

ての大和売薬業の発展が期待されたのである。

この前後の県内主要工産品の生産額をみておくと、一九二五年（大正一四）に売薬は一六〇三万七〇〇〇円で第一位に踊り出たことが注目される。第二位は綿織物で一二四二万九〇〇〇円、第三位は綿糸紡績で一〇四〇万二〇〇〇円、第四位は酒類で五六三万円、第五位は蚕糸類で四一七万七〇〇〇円、第六位は蚊帳で二四二万三〇〇〇円、第七位はメリヤスで一四四万九〇〇〇円、第八位は墨で一三〇万一〇〇〇円、第九位は醬油で一二八万四〇〇〇円、第一位は釘で一二四万三〇〇〇円であった（奈良県統計書、大正一四年版）。ちなみに、一九一一年（明治四四）の段階では、第一位が織物、第二位が綿糸紡績、第三位が酒類、第四位が売薬、第五位が木製品であり、売薬の生産額は一四一万四〇〇〇円であった（同上、明治四四年版）。

一九二六年の売薬製造場数は、五二六に達し、職工数も一三二一人となり、それぞれ前年度に比して相当な増加をみせた。品種別では、感冒薬・胃腸薬の生産高が群を抜いている。だが、翌年の売薬生産高は四一六万円と四分の一近くに激減した。そして、昭和初期の不況期を通じて大和売薬の伸び悩みが続くのであった。確かに伸び悩んだことは事実であるが、この激減には統計上の問題も絡み合っていた。すなわち、一九二六年までは定価額で表示されており、一九二七年以降は卸価額に変っている点に注意を要するのである。この点は、当時の新聞が「昨年中（一九二七年―引用者）に作られた各種の薬は計四百十五万九千三百四十円で、これを前年（一九二六年―引用者）の千四百八十九万七千七百七十四円に比すると実に驚威に値する激減振りである、この原因は全く昨年は売薬調査の基本が卸売値段によってなされたため、前年は全く売薬包紙に記載された定価によってなされたの相違で事実上左程の減産でない」と県統計課では云っている（奈良新聞、昭和四年三月七日付）と報じていることから首肯できよう。売薬生産価額の表示が大きく変っ

たのは、売薬印紙税の廃止が背景にあったのかも知れない。なお、売薬統計については、後で再びふれることにしたい。

その後、一九三三年（昭和八）までの推移をみると、製造場数は年によって多少の増減があるものの、ほぼ横ばいの状況であり、職工数は漸増傾向にあることがわかる。一九三三年の場合、五六五製造場で一五三八人の職工が売薬生産に従事している。一製造場当りの職工数は二・七人となり、この年の売薬生産高が三三三万一〇〇〇円であるので、一製造場当り五八九六円の生産高となる。したがって、売薬製造業者の多くは零細だったことが改めて看取される。

男女別の職工構成をみると、一九二六年には、一三二一人の職工中、男子職工が八五一人と全職工数の六四・四％を占めている。一九二七年は六一・八％、一九二八年は五四・四％、一九二九年は五四・三％、一九三〇年は五六・〇％、一九三一年は五七・九％、一九三二年は五七・四％、一九三三年は五七・九％と減少傾向にあるものの、労働の中心は男子職工にあった。その賃金は、表2に示すとおりである。一九二七年の製薬工の平給日給は、一円四六銭である。とりわけ一九三〇（昭和五）年以降の落ち込みが目立ち、一九三五年（昭和一〇）には八〇銭となっている。この賃金は、化学工業のなかでは、もっとも低かったようであり、また農作日傭、養蚕、製茶、メリヤス編みなどの男子労働者の賃金よりも低く、女子労働者のそれよりは上回っている。さらに製糸女工、綿糸紡績女工、綿力織女工らの賃金よりは高かった。なお大和売薬業の零細性は、表3からも明らかである。圧倒的に工場法適用外の工場が多いのである。ただ工場法適用工場では、女工の比重が高いのが目立つ。

郡市別の製造場の分布は、『奈良県統計書』によると、一九二六年の場合、高市郡が第一位で一八七、第二位が南

表2 製業工等の賃金(日給)

年次	農作日備 (日給)		季節備(日給)										織維工業						化学工業			
			養蚕		製茶		田植		田ノ除草		稲収穫調製		製糸女工 (日給)	綿糸紡織女工 (日給)	綿力織女工 (日給)	製綿工 (日給)	莫大小編工(日給)		製薬工 (日給)	搾油工 (日給)	和紙製造工 (日給)	製革工 (日給)
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					男	女				
1927年(昭和 2)	1.46	0.99	1.48	1.00	2.07	1.24	2.42	1.57	1.70	1.22	1.71	1.24	0.94	1.20	1.20	1.55	1.48	0.74	1.46	3.00	—	—
1928年(" 3)	1.47	1.01	1.48	1.03	1.97	1.17	2.26	1.55	1.70	1.22	1.78	1.25	1.01	1.30	1.00	1.40	1.53	0.87	1.50	2.40	—	—
1929年(" 4)	1.37	0.88	1.41	0.99	1.96	1.08	2.15	1.44	1.61	1.09	1.62	1.12	0.85	1.15	0.76	1.31	1.45	0.76	1.43	3.00	—	—
1930年(" 4)	1.19	0.72	1.20	0.81	1.69	1.01	1.80	1.27	1.35	0.89	1.32	0.88	0.60	0.89	0.78	1.14	1.27	0.66	1.08	2.80	—	—
1931年(" 6)	1.02	0.63	1.07	0.71	1.54	0.95	1.58	1.11	1.20	0.82	1.19	0.80	0.60	0.79	0.72	1.10	1.21	0.63	1.00	2.50	—	—
1932年(" 7)	1.00	0.64	1.01	0.69	1.10	0.85	1.56	1.14	1.14	0.77	1.16	0.81	0.60	0.78	0.88	1.02	1.07	0.57	0.84	1.80	—	—
1933年(" 8)	1.32	0.66	1.03	0.70	1.54	0.76	1.60	1.10	1.18	0.80	1.12	0.78	0.60	0.88	0.70	1.04	1.04	0.55	0.85	1.80	—	—
1934年(" 9)	1.02	0.66	1.01	0.72	1.54	0.76	1.59	1.19	1.19	0.80	1.20	0.80	0.60	0.63	0.64	0.93	0.99	0.55	0.85	—	—	—
1935年(" 10)	1.04	0.67	1.04	0.72	1.77	0.78	1.75	1.24	1.20	0.80	1.25	0.83	0.60	0.63	0.66	0.97	0.99	0.59	0.80	—	—	1.50

注 『奈良県統計書』各年版

葛城郡の一三であり、この両郡で五七%を占めている。第三位は吉野郡で六四、さらに磯城郡の三六が続いている。売薬生産高(定価額)では、高市郡が八二万四〇〇〇円で第一位、第二位は南葛城郡の四三八万九〇〇〇円であり、この両郡で八五%を占めている。第三位は磯城郡で一七三万一〇〇〇円、そして吉野郡の一七九〇〇〇円がこれに続いた。

「大和売薬同業組合資料」(定価額)によって、一九二二年(大正一一)と一九二九年(昭和四)の町村別の売薬生産の推移をみておくと、以下のようなものである。高市郡の高取町は、一九二二年の製造場数(製造セシモノ)五七、生産総額二三八万二〇〇〇円であったのが、一九二九年には、同じく製造場数七一、生産総額四四一万八〇〇〇円に増加している。船倉村(取町)は、製造場数二六、生産総額五〇万九〇〇〇円から製造場数三七(製造セザルモノヲ含ム)、生産総額一六九万七〇〇〇円に増加した。南葛城郡では、葛村(現御所市)が第一位で、製造場数二六、生産総額二一六万四〇〇〇円から製造場数三三、生産総額二〇八万五〇〇〇円へ、ついで御所町(現御所市)は製造場数三〇、生産総額六三万円から製造場数三四、生産総額一四二万四〇〇〇円へ、さらに掖上村(現御所市)は製造場数一一、生産総額四九万八〇〇〇円から製造場数二四、生産総額六七万六〇〇〇円へ、それぞれ増加している(『奈良県売薬史』資料)。とともあれ、昭和初期の不況で伸び悩みはあったものの、売薬印紙税の廃止が大和売

表3 製薬業の工場規模

年次	適用 工場数	職工数(人)			非適用 工場数	職工数(人)		
		総数	男	女		総数	男	女
1927年(昭和5)	3	33	13	20	63	184	132	52
1933年(" 8)	1	13	3	10	27	63	43	20
1936年(" 11)	2	16	9	7	24	77	57	20

注 『奈良県統計書』各年版

薬業に刺激を与えたことは事実である。たとえば、当時の新聞は「木綿の町から売薬の町に変わる―御所町最近の趨勢―」として、「……木綿の町も今は救済の道がなくなったかの感がある。売薬界は漸次進達して行くばかりで早晚売薬の町に一変するのではなからうかと思はれ売子の数も多い。しかし売薬の好況で町の景況は回復せず……」〔大阪朝日新聞二年二月二〇日付〕と報じている。売薬の町としての活況を展望しているものの、不況下のため、銀行関係者は御所町（現御所市）の景況回復にはいたらないと慎重な見方をしていた。

売薬営業者と その業況

昭和初期における大和売薬業界の諸事情をみよう。営業者数などの推移は、表4のとおりである。

一九二六年から一九三三年まで七年間で、とくに請け売り業者と売薬行商人の増加が顕著であつ

た。前者は五三七人増加、後者はほぼ倍増し、四万九五〇〇人弱に達している。このような売薬行商人の増加は、まさに昭和恐慌の影響を反映しているとみてよからう。表中の製造は、売薬製造業および売薬製造兼請売業（売子兼製造）を含んでいると思われる。後者、つまり売薬営業者の比重が高いのが大和売薬の特徴である。ちなみに、大和売薬同業組合の組合員は、営業別にみて売薬製造業、売薬製造兼請売業、売薬請売業の三者からなる。前二者を合わせて、売薬営業者ともいわれる。一〇〇〇人に近くがこれに従事していたことがわかる。

ただし、売薬統計については問題があったという。一九三三年



旅姿の売薬販配置

(昭和八)一二月の奈良県会で、いわば業界代表の奥村正信は「行商人ノ数が四万九百八十人ト御発表ニナツテ居ル、併シ是ハ實際ニ於テ一万三千人ノ上ニハ出ナイト考ヘルノデアリマス、コノ開キガ極メテ大キイノデアリマス、……何処ヲ御調べニナツタカラ御尋ネ致シタイ」と質問している。発言はもっと多方面にわたったが、行商人の数についての奈良県側回答は、「是ハ内務省ノ衛生局ノ方ノ統計ニ公表サレテ居ルモノヲ基礎トシテ掲載シタ」とある。さらに続けて、奥村正信は「……ドコカラ計算シテモ四万人ト云フモノハ出ナイ、強イテ四万人トイフコトデアレバ、本県ノ売薬行商人届済証下付員数が或ハ四万人ヲ突破シテ居ルノデアリマセウ」と発言し、奈良県統計課の独自性の無さを訴えている(『昭和八年通常奈良県会会議録』三、二二〇―二二三、二二六―二二七頁)。

売薬印紙税廃止前後の業況変化は、大和売薬同業組合の『大正十五昭和元年度の業務成績報告書』(奈良製薬協同組(合成、以下同じ)によると、「廃税ニ依ル新品交換ニ依ルモノト廃税直後新拡張トニ依リ激増シタル者ニシテ、今直ニ健全ナル発達ナリト見ル能ハズ」という。組合では、緊急役員会を開いて、廃税による「定価一割引下」を決議した。しかし、十分に実現されなかったようである。業界の長老増田弥内は、売薬印紙税が廃止されたことで、「営業は大変に楽になり、業績もよくなったと信じている」(『語り継ぎ「私の売薬史」増田弥内、『薬日新聞』昭和六年一月一日付)と回顧されているが、印紙税に代って、組合では定価別に分類した証紙を発行し、これを貼らないと売れない制度を

表4 大和売薬等の営業者数

年次	製薬業	薬種商	売薬		
			製造	請売	行商
1926年(大正15)	13	437	929	2,742	25,280
1927年(昭和2)	20	420	942	2,823	30,957
1928年(" 3)	16	429	949	2,846	35,422
1929年(" 4)	16	449	970	2,887	37,210
1930年(" 5)	18	449	956	2,942	40,098
1931年(" 6)	22	588	969	3,124	42,937
1932年(" 7)	22	588	993	3,213	46,715
1933年(" 8)	20	545	1,000	3,279	49,497

注 『奈良県統計書』各年版

採用した。一二種の定価別証紙を発行し、証紙の購入高で、各メーカー別の生産高を計算するしくみになったのである。各メーカーの生産高を明確にするのは、組合費などの負担を公平にするためだったともいう(同上、前掲『業』務成績報告書)。一部には、組合証紙の撤廃運動を起こす動きがみられたりもした。さらに売薬印紙税廃止に関連して、業界長老の上西音次郎は、「廃止後は一段と発展していくのだが、不思議なことに、印紙税に相当する分だけ定価が安くなるべきだが、たいていの薬は、改正定価と改称するだけで、旧定価の値段をつけていた。値下げしたのは一部の業者だけだった」(同上、上西音次郎、『業日新』昭和六〇年七月二十七日付)と語っている。

一九二七年度の組合報告でも、とくに新規製品などの定価は高すぎるため、不当乱売の弊を引き起こすとして、売薬定価の引き下げを行うべきだと指摘している(前掲『昭和二年度』業務成績報告書)。

また一九二六年に二代目覚次郎を襲名した森本製薬社長の森本覚次郎は、「経営者になって初めての大仕事は、印紙税廃止後の処理だった。印紙税の半額が戻されるので、配置してある薬を全部回収して、新しいのを発送するのである。……工場の従業員、家族が昼夜兼行の三交替で、半年以上もかかった。……大変な手数だったが、先払いの印紙税の半額が戻ってきた。県内の総額は六十三万円に達した。……この還付金が刺激になって、昭和初期の大拡張が始まり、活況を呈してくる」(同上、森本覚次郎、『業日新』昭和六二年七月二十六日付)と回顧されている。いずれも貴重な証言であろう。

売薬の販売は、いわゆる行商形態であり、なによりも信用が大切であるから、不良行商人・使用人の取り締りにはかなり苦慮した。一九二八年から、販売行商員指導育成の短期講習会が定期的に関かれたようである。そこでは、薬そのものの効能宣伝はもちろんだが、なによりも商業道徳を重んじた販売員の誠意が顧客に通じるものだと説かれたらしい。第一回の講習修了者は五二一人にもものぼった(前掲『昭和三年度』業務成績報告書)。

一九二八年（昭和三）一二月、大和売薬には不良品があるとの苦情が他府県から出た。奈良県衛生課などへ投書が舞い込んだのであるが、具体的には質の良くないものがある、高貴薬の分量を少なくしている、薬効の少ない薬を多く入れて分量を増やしている、といった不満からだった。大和売薬の声価を落さぬためには取り締りを厳重にする必要があったが、奈良県庁技師の談話をみても、「業者のうち大規模のものは年中製作、だが売子兼製造というのが大部分ゆえ、製造期間の短いもの多し、これらへの取締り困難なり」（奈良新聞、昭和三年二月三日付）とある。確かに不心得な製造業者がいたことは事実であり、しかも方数が多く、その取り締りに苦慮したようである。結局は業者の自覚に待つほかなかった。

これに関連して、売薬製剤の資格などについてみておきたい。表5は、一九三一年（昭和六）六月末段階における薬種別・製造資格別の売薬方数を示したものである。これによると、五四・四％が従来からの営業者で占められている。薬剤師が一五・二％、薬剤師使用は二三・二％であり、無資格者はわずか〇・四％となっている。このデータによると、売薬製剤の資格者については問題がなかったようで、問われるのはその姿勢だけということになる。ただ売薬営業者総数でみれば、もう少し違った結果が出るかも知れない。というのも、『富山県薬業史』通史が、一九二七年度の同県売薬営業者総数一四七一人を対象に、売薬調剤上の資格問題を論じ、こう記しているからである。すなわち、「法第二十四条資格者が九一四人ともっとも多く、ついで三一〇人の無資格者、薬剤師を使用するもの一〇六人、薬剤師の七一人、医師三九人の順となっている。無資格者、不明あわせて三三五人が売薬の調剤に従事している。総数の約二三％に達し売薬営業者の四人に一人が無資格者であり、これは調剤上での大きな課題である」（六六五頁）と。当時製薬業者は、それぞれ調剤責任者として薬剤師を招聘することになっていたが、費用の関係から薬剤師の名義

表5 薬種別・製造資格別売薬方数 (1931年6月)

	従業	薬劑師	薬劑師 使 用	医 師	獸醫師	家 伝	無資格	合 計
胃腸薬	1,038	337	426	44	—	87	5	1,937 ^人
感冒薬	1,144	210	422	30	—	36	11	1,853
駆虫剤	505	84	204	8	—	15	5	821
感応奇応丸	443	36	198	11	—	21	1	720
清涼剤	408	40	211	4	—	29	2	694
婦人煎薬	303	51	163	15	—	28	6	576
通経剤	29	23	3	2	—	1	—	58
婦人薬陸球	7	—	—	—	—	—	—	7
咳呼吸器薬	215	123	138	13	—	3	2	494
頭痛歯痛薬	177	90	107	12	—	2	—	388
膏 剤	201	70	62	17	—	16	—	375
六神丸	137	22	89	2	—	1	—	251
花柳病薬	64	85	26	15	—	19	1	210
眼 薬	62	60	29	6	—	3	—	160
皮膚病薬	64	74	17	10	—	2	1	168
強壯薬	56	8	26	2	—	6	—	98
神経痛薬	53	24	9	6	—	5	—	97
脳神経薬	31	21	8	5	—	1	—	66
肺病薬	13	19	6	10	—	—	—	48
家畜売薬	18	—	8	—	13	—	—	39
脚気薬	20	7	6	2	—	2	—	37
泌尿生殖器	8	18	1	4	—	—	1	32
創 薬	14	6	4	4	—	—	—	28
心臓血行薬	7	14	2	4	—	—	1	28
癩病薬	5	1	—	1	—	—	—	7
薬 湯	20	1	1	—	—	1	1	24
発毛剤	—	3	—	—	—	—	—	3
其 他	32	52	3	9	—	7	1	104
合 計	5,080	1,424	2,169	240	13	305	38	9,339

注 『奈良県薬業史』資料編、V統計12頁「大和売薬同業組合資料」、なお合計はあわないところもあるが、原資料のままとした

借用在が広くおこなわれていたのである。だが、この慣例は弊害があり、薬剤師の名義貸しには制限が加えられることになる。従来、奈良県内であると、薬剤師は一人で三か所まで名義を貸与することができ、規程になっていたが、「今度は歩行距離二里、汽車電車便ならば二十哩といふ制限を加えるなど、その他細目に制限を加へ不良製薬者を極力取締る」(『奈良新聞』、昭和四年三月十九日付)方針が打ち出された。売薬法施行規則の一部改正が実施されたのは、一九三〇年九月のことであった。

売薬配置税と大和売薬同業組合

一九二七年(昭和二)、売薬行商人に対し、県税営業(収益)税を新たに賦課する動きがみられた。また翌年度から売薬配置税が新設されることになるが、当初奈良県は、(一)売薬営業者同請売営業者一人につき年額五円、(二)使用人たる売子一人につき同一円、(三)その他の売子一人につき同一円を課税する予定だった。大和売薬同業組合では、不合理な課税として撤廃運動を展開した。その結果、(一)の業者一人につき三元、(二)(三)は削除して、さらに使用を除く売子、つまり得意持ち売子(行商人)のみに二元を課税することに県会の議決をみた。主務省の判断で、結局は得意持ち行商人のみ年額二元課税と決定したのである(前掲『昭和二年度業務成績報告書』)。右の課税問題、さらには売薬行商人の資質向上、その他斯業の発展をめざして、一九二九年(昭和四)三月奈良市で売薬行商人大会が開催された。大会の決議事項は、つぎのとおりである(前田長三郎『大和売薬史』)。

売薬行商人大会決議文

- 一 売薬行商届済証改正ニ関スル件速カニ実行セラレンコトヲ要望ス
- 一 県立売薬商業学校ノ設立ヲ要望ス
- 一 売薬行商人ニ対スル昭和二年度ノ営業収益税ノ課税反対並ニ配置税ノ撤廃ヲ期ス
- 一 売薬製造家ノ製劑違反ニ対シ大和売薬同業組合ニ於テ相当ノ処分制裁セラル、様定款ニ明示セラレン事ヲ要望ス

売薬配置税は、一九二九年の奈良県会で一人年額二円を一円に改め雇売子にいたるまで拡大する方針が打ち出されたが、これら奈良県の方針に対し、組合は反対陳情をおこない、従来どおりになったという（前掲『昭和四年度』（業務成績報告書））。さらに、大和売薬同業組合では、一九三一、三二兩年度に売薬配置税撤廃の陳情書を奈良県会に提出した。つぎに一九三二年の陳情書を掲げるが、富山・佐賀兩県の助成策を例に出し、その撤廃を願ひ出したことがわかる（『昭和六年通常奈良県会』（議録）二九八―二九九頁）。奈良県会では、後述のとおり、いわば業界代表ともいえる県会議員たちが盛んに反対の論陣を張ったのである。

陳 情 書

大和売薬同業組合

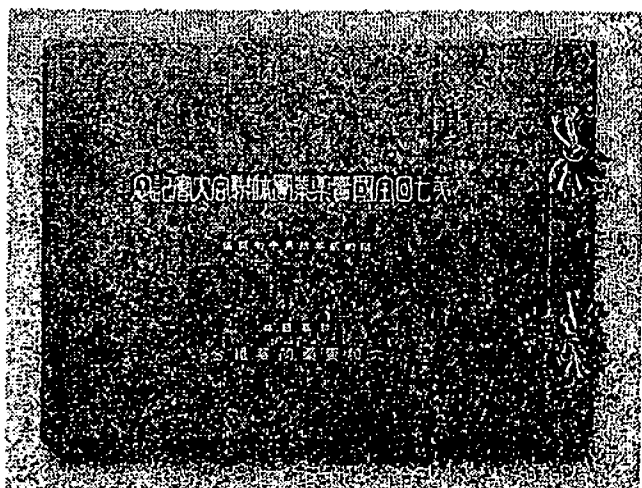
昭和三年以来収益ノ有無多寡ニ拘ラズ売薬行商人一人ニ付キ年額金貳円ヲ賦課セラレツ、アル売薬配置税ハ甚ダ不合理ニシテ、且不当ナル課税ト被存候条、速カニ撤廃方御配慮被成下度茲ニ理由ヲ具申シ以テ陳情仕候也

理 由

本県特殊物産タル売薬ハ、近來著シク發展シタリト雖モ、ソハ全ク皮相ノ觀ニシテ先進富山後進滋賀、佐賀其他各府県売薬ニ圧迫ヲ加ヘラレツ、アリ、之レカ真ノ發達ヲ遂ケンカ為メニハ更ニ大ナル努力ヲ要スルノ秋ナリトス、而シテ近年他府県当局ノ商工奨励殊ニ売薬ニ対スル状態ヲ按スルニ、富山県ニ於テハ組合施設ニ対シ毎年貳千五百円ノ補助金ヲ交付セラレ、本年度ノ如キ地方財政ノ緊縮ニモ不拘一千八百七拾五円ヲ、又年産額僅ニ參百元ニ過ギサル佐賀県ニ於テハ本年四月臨時奨励金一千円ヲ又継続的補助金トシテ一千円計貳千円ヲ交付シ、専ラ之カ奨励保護ヲ加ヘラレツ、アリ

然ルニ本県ハ全国中其ノ類例ヲ見サル不当不合理ナル売薬配置税ヲ今尚課税セラル、事ハ、本県主要産業ノ進展ヲ阻害スルノミナラス打続ク不況ニ喘ク当業者及同家族并ニ之カ關係従業者等数万人ノ生活ニ甚大ナル影響ヲ及ボシ、延テハソノ福利増進ヲ害スルモノ大ナリト信ス

殊ニ本年六月五日内務省地方税制整理ニ於ケル地方局議ノ結果、売薬配置税ハ非社会政策的ナルモノトシテ廃止ニ内定セラレタル



第7回全国売薬業団体連合会大会記念誌

ニ仄聞スルモ本税ノ悪税タルコトヲ最モ雄弁ニ物語ルモノニ有之候

冀クハ 貴職ノ御清鑑ニ依リ本県産業発展ノタメ之カ撤廃方御配慮被成下度奉悃願候 謹言

昭和六年十一月二十四日

大和売薬同業組合

組 長 中嶋 太兵衛

一九二七年、第七回全国売薬業団体連合会大会が奈良で開催されたが、実は大和売薬同業組合から、「売薬行商届濟証記載事項中、方名省略ヲ本会ヲ経テ当局ニ請願ノ件」が提出されている。売薬届濟証というのは、いわゆる行商人身分証明書であり、同時に無免許売薬を取り締ることを目的に方名記入の義務が課せられていた。前者だけで十分

であり、後者、つまり所持する売薬免許の有無を証するためにそれぞれ方名を記入することは、業界の实情からみて何かと不便、煩雑だから省略を意図したわけである。この提案は大会で即決可決されたが、他方大会開催にあたり、百済文輔奈良県知事は挨拶の一節で「本県ハ全国中有数ナル売薬生産地デアリマシテソノ産額ハ約二千万円（定価額―引用者）ニ達スル状況デアリマス、……併シナガラ、日進ノ時勢ニ伴ヒマシテ、ソノ製造ノ技術或ハ従業者ノ人格ノ向上、或ハ各業者間ノ互譲協定ノ団体的組織トイフヤウナ、之等ノ点ニ関シマシテハ尚ホ幾多ノ改善ヲ施コスベキ余地が存シテ居ルコトト考ヘマス」と述べている（『奈良県売薬史』資料（編、五〇―五二二頁））。当時の大和売薬業界の問題点をいみじくも指摘したものといえよう。